第三十条第二項第一号中「又は定率法（法人税法施行令」を「又は定率法（同令」に、「法第五十二条の二第四項」を「同条第四項」に改め、同条第三項第一号中「、第四十六条の二第一項又は第四十六条の三」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。以下この号及び第十二号において「平成二十三年改正法」という。）附則第五十三条第十一項、第十三項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の四、第四十七条又は第四十七条の二の規定

第三十条第三項第七号中「、第六十八条の三十一第一項又は第六十八条の三十二」を削り、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十二　平成二十三年改正法附則第六十八条第十一項、第十三項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三、第六十八条の三十四又は第六十八条の三十五の規定

第三十二条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第五十三条第十一項、第十三項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の四、第四十七条又は第四十七条の二の規定

第三十二条の二第二項第一号中「以下この項」を「次号」に、「投融資等（同条第二項第二号」を「投融資等（同項第二号」に改め、同項第三号中「以下この条」を「次号及び第四項各号」に改め、同条第四項中「すべてに」を「全てに」に改め、同項第一号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「この項」を「この号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第八項中「がある場合」を削り、同項第四号中「があること。」を削り、同条第十一項を削り、同条第十二項とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十二項」に、「以下この項」を「第一号及び第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十六項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十八項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二条の三中「前条第十三項から第十五項まで」を「前条第十二項から第十四項まで」に、「前条第十五項」を「前条第十四項」に、「以下この項」を「第一号及び第二号」に改める。

第三十二条の四第十二項及び第十三項、第三十二条の五第三項、第三十三条の三、第三十三条の四第七項、第三十三条の七第十五項並びに第三十三条の八中「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」を「第三十二条の二第十二項から第十四項まで」に、「第三十二条の二第十五項」を「第三十二条の二第十四項」に、「以下この項」を「第一号及び第二号」に改める。

第三十四条第八項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「をいう。以下この条」を「をいう。以下この号及び第十項」に、「限る。以下この条」を「限る。次号及び第十二項」に改め、同条第十一項第四号中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第十三項中「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」を「第三十二条の二第十二項から第十四項まで」に、「第三十二条の二第十四項」に、「以下この項」を「第一号及び第二号」に改める。

第三十六条第四項中「第七項」を「第六項」に改める。

第三章第三節の三の次に次の二節を加える。

第三節の四　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例

第三十六条の二　法第六十条の二第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　法第六十条の二第一項に規定する指定特定事業法人（次号において「指定特定事業法人」という。）に該当するものが合併法人である場合　当該合併法人が同項に規定する指定（以下この項において「指定」という。）を受けた日（当該合併に係る被合併法人が同日前に指定を受けている場合にあつては、各被合併法人の指定を受けた日のうち最も早い日）

二　指定特定事業法人に該当するものが分割承継法人である場合　当該分割承継法人が指定を受けた日（当該分割に係る分割法人が同日前に指定を受けている場合にあつては、各分割法人の指定を受けた日のうち最も早い日）

2　法第六十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、総合特別区域法第二条第四項に規定する規制の特例措置（法律により規定された規制についての総合特別区域法第二十条から第二十三条までに規定する法律の特例に関する措置に係る部分に限る。以下この項において「規制の特例措置」という。）又は当該規制の特例措置に準ずるものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定する特例措置の適用を受けて行われる事業とする。

3　法第六十条の二第一項に規定する政令で定める金額は、前項に規定する事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額（次項において「軽減対象所得金額」という。）に相当する金額とする。ただし、当該金額が当該事業年度の所得の金額（以下この項及び次項において「全所得金額」という。）を超える場合には、当該全所得金額に相当する金額を限度とする。

4　前項の軽減対象所得金額及び全所得金額は、法第五十九条の二第一項及び第五項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十六条の七第三項並びに第六十六条の九の三第三項並びに法人税法第四十条、第四十一条、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十一第一項、第六十一条の十二第一項、第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項並びに第六十二条の九第一項並びに法人税法施行令第百十二条第十項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算するものとする。

5　法第六十条の二第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算については、同条第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法施行令第九条第一項第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとし、法第六十条の二第四項の規定により益金の額に算入される金額は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものとする。

6　内閣総理大臣は、第二項の規定により特例措置を指定したときは、これを告示する。

第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例

第三十六条の三　法第六十条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する研究開発事業又は統括事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額（次項において「軽減対象所得金額」という。）に相当する金額とする。ただし、当該金額が当該事業年度の所得の金額（以下この項及び次項において「全所得金額」という。）を超える場合には、当該全所得金額に相当する金額を限度とする。

2　前項の軽減対象所得金額及び全所得金額は、法第五十九条の二第一項及び第五項、第六十条の三第一項及び第四項、第六十六条の九の三第三項並びに法人税法第四十条、第四十一条、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十一第一項、第六十一条の十二第一項、第六十一条の十三第一項、第六十一条の十四第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項並びに第六十二条の九第一項並びに法人税法施行令第百十二条第十項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算するものとする。